

03-1 行政契約



図表 行政契約

	内 容
意 義	行政契約とは、行政主体を一方または双方の当事者として、行政目的実現の手段として締結する契約をいう。
種 類	(1) 行政主体相互間の契約 行政主体相互間の契約とは、地方公共団体相互間の事務の委託（地方自治法252条の14）、固有財産の地方公共団体への売却などをいう。 (2) 行政主体と私人との間の契約 ① 調達行政上の契約 ② 給付行政上の契約 ③ 規制行政上の契約
法的統制	行政契約は、当事者間の合意に基づく法律行為であるから、法律の根拠は不要であると解されている。 もっとも、行政契約についても、平等原則、比例原則、信義則などの、法の一般原則による統制が行われる。
司法的統制	行政契約において、契約の違法・無効を争う方法は、通常の民事訴訟によるが、契約上の法律関係を公法関係とみた場合には、公法上の当事者訴訟（行政事件訴訟法4条）により解決が図られることになる。



図表 行政主体と私人との間の契約

	調達行政上の契約	給付行政上の契約	規制行政上の契約
意 義	調達行政上の契約とは、行政が使用する物品の納入契約、公共工事の請負契約、普通財産の売買契約などをいう。	給付行政上の契約とは、上水道の利用に関する給水契約、公営バスの利用に関する運送契約などをいう。	規制行政上の契約とは、公害防止協定などをいう。
具体例	これらの契約には、基本的には、民法が適用されるが、競争入札などの特別の規制を受ける場合もある 一般競争入札の原則とは、国や地方公共団体が契約を締結するにあたって、一般競争入札によらなければならないという原則をいう。	水道事業は、原則として市町村が経営し（水道法6条2項）、水道の供給は、水道事業者である市町村と給水を受けるものとの間の給水契約による。	公害防止協定とは、地方公共団体が、公害規制のために、公害の発生源となりうる事業者による公害防止や環境保護についての措置を約束させる取決めをいう。 公害防止協定の法的性質には、紳士協定説と契約説の対立があるが、判例は、契約説に立っている（最判平21.7.10）。

判例

公害防止協定

(最判平21.7.10)

事案

Xは、福岡町の区域内にあった産業廃棄物の最終処分場を設置しているYに対し、福岡町と被告人ととの間の公害防止協定で定められた本件処分場の使用期限が経過したと主張し、同協定に基づく義務の履行として、本件土地を本件処分場として使用することの差止めを求めて出訴した。

争点

町とその区域内に産業廃棄物処理施設を設置している産業廃棄物処分業者とが締結した公害防止協定における、上記施設の使用期限の定め及びその期限を超えて産業廃棄物の処分を行ってはならない旨の定めは、廃棄物処理法の趣旨に反するか。

判旨

処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断で行えることであり、その結果、許可が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃止されることがあったとしても、同法に何ら抵触するものではない。したがって、旧期限条項が同法の趣旨に反するということはできないし、同法の上記のような趣旨、内容は、その後の改正によっても、変更されていないので、本件期限条項が本件協定が締結された当時の廃棄物処理法の趣旨に反するということができない。

そして、旧期限条項及び本件期限条項が知事の許可の本質的な部分にかかわるものではないことは、以上の説示により明らかであるから、旧期限条項及び本件期限条項は、本件条例15条が予定する協定の基本的な性格及び目的から逸脱するものでもない。

以上によれば、福岡町の地位を承継した原告人と被告人との間において、原審の判示するような理由によって本件期限条項の法的拘束力を否定することはできないものというべきである。

判例

司法的執行

宝塚市パチンコ条例事件 (最判平14.7.9)

事案

地方公共団体であるXの長が、宝塚市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例8条に基づき、宝塚市内においてパチンコ店を建築しようとするYに対し、その建築工事の中止命令を発したが、Yがこれに従わないため、XがYに対し同工事を続行してはならない旨の裁判を求めて出訴した。

争点

国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、不適法か。

判旨

国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものといふことはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解される。そして、行政代執行法は、行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、同法の定めるところによるものと規定して(1条)、同法が行政上の義務の履行に関する一般法であることを明らかにした上で、その具体的な方法としては、同法2条の規定による代執行のみを認めている。また、行政事件訴訟法その他の法律にも、一般に国又は地方公共団体が国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟を提起することを認める特別の規定は存在しない。

したがって、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらず、これを認める特別の規定もないから、不適法といふべきである。